

～ 大阪府育英会「奨学金制度」の概要 ～

○大阪府育英会は、向学心に富みながら、経済的な理由により修学が困難な生徒に対し、学資を貸付け(無利子)、修学を支援します。

(令和元年7月1日時点の制度を紹介していますが、今後、変更になる場合があります。)

募集の区分	予 約 募 集 (中学校3年生在学時)		在 学 募 集 (高等学校等在学時)																																		
奨学金の区分	入学時増額奨学資金 高等学校等への入学時に必要な経費の支払に充てるための学資の貸付(入学前貸付)		奨 学 資 金 高等学校等在学中の授業料及びその他修学に必要な経費の支払に充てるための学資の貸付																																		
申込資格等	令和2年4月に下記の学校へ <u>進学を希望</u> する生徒		令和2年4月に下記の学校に <u>在学</u> している生徒 *入学時増額奨学資金の申込みはできません。																																		
	・高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校高等部を含む)、高等専門学校、専修学校高等課程(修業年限1年以上) *中等教育学校の後期課程は、貸付対象外です。																																				
	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者(父母等)が大阪府内に住所を有していること ・保護者(父母等)の令和元年度(平成31年度)の府民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額が、下表の所得基準のとおりであること 																																				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">所得基準</th> <th rowspan="2">貸付限度額 (1万円単位)</th> </tr> <tr> <th>府民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額</th> <th>年収めやす(※1)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国公立</td> <td rowspan="2">257,500円未満</td> <td rowspan="2">590万円未満</td> <td>5万円 (通信制課程も同額)</td> </tr> <tr> <td>私立</td> <td>25万円 (通信制課程は15万円)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	所得基準		貸付限度額 (1万円単位)	府民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額	年収めやす(※1)	国公立	257,500円未満	590万円未満	5万円 (通信制課程も同額)	私立	25万円 (通信制課程は15万円)	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">所得基準</th> <th rowspan="2">貸付限度額 (1万円単位)</th> </tr> <tr> <th>府民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額</th> <th>年収めやす(※1)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国公立</td> <td>418,500円未満</td> <td>800万円未満</td> <td rowspan="2">・授業料実質負担額(※2)+10万円(その他教育費) (授業料負担が実質無償となる場合は、10万円)</td> </tr> <tr> <td>私立のみ</td> <td>418,500円以上 578,500円未満</td> <td>800万円以上～ 1,000万円未満</td> </tr> </tbody> </table>	区分	所得基準		貸付限度額 (1万円単位)	府民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額	年収めやす(※1)	国公立	418,500円未満	800万円未満	・授業料実質負担額(※2)+10万円(その他教育費) (授業料負担が実質無償となる場合は、10万円)	私立のみ	418,500円以上 578,500円未満	800万円以上～ 1,000万円未満										
区分	所得基準		貸付限度額 (1万円単位)																																		
	府民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額	年収めやす(※1)																																			
国公立	257,500円未満	590万円未満	5万円 (通信制課程も同額)																																		
私立			25万円 (通信制課程は15万円)																																		
区分	所得基準		貸付限度額 (1万円単位)																																		
	府民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額	年収めやす(※1)																																			
国公立	418,500円未満	800万円未満	・授業料実質負担額(※2)+10万円(その他教育費) (授業料負担が実質無償となる場合は、10万円)																																		
私立のみ	418,500円以上 578,500円未満	800万円以上～ 1,000万円未満																																			
	※今回の募集より、通信制課程の高等学校へ進学する場合でも、入学時増額奨学資金の貸付の対象となります。		* 所得基準と貸付限度額については、裏面に例を記載しています。																																		
申込手続等(※4)	申込期間: 令和元年9月上旬から令和元年10月上旬まで、各学校が定める期間 提出書類: ①申込書 ②収入に関する証明書 ③住民票 等		申込期間: 令和2年4月中旬から令和2年5月上旬まで、各学校が定める期間 提出書類: ①申込書 ②収入に関する証明書 ③住民票 ④奨学資金借用証書 ⑤印鑑登録証明書 等																																		
採否決定の通知(※5)	令和元年12月上旬に在学学校(中学校)を通じて申込者に通知します。		令和2年6月下旬に在学学校(高等学校等)を通じて申込者に通知します。																																		
貸付手続	手続時期: 高校等合格後(令和2年2月初旬～3月下旬) 提出書類: 入学時増額奨学資金借用証書、印鑑登録証明書、進学校の合格通知書	手続時期: 進学後(令和2年4月初旬) 提出書類: 進学届、奨学資金借用証書、印鑑登録証明書	貸付手続に関する書類の提出は必要ありません。																																		
貸付時期	専願(私立)の場合 : 令和2年2月中旬 から 2月下旬 まで 併願(国公立と私立)の場合 : 令和2年3月上旬 から 3月下旬 まで	令和2年6月1日 * 貸付額によっては、第2回(10月12日)、第3回(2月1日)の貸付の場合あり	令和2年7月10日 * 貸付額によっては、第2回(10月12日)、第3回(2月1日)の貸付の場合あり																																		
返還(※6)	入学時増額奨学資金のみを借りた場合の返還例 <table border="1"> <thead> <tr> <th>貸付額</th> <th>返還月額</th> <th>返還月数</th> <th>返還期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50,000円の場合</td> <td rowspan="2">4,000円</td> <td>13月</td> <td>1年1ヶ月</td> </tr> <tr> <td>250,000円の場合</td> <td>63月</td> <td>5年3ヶ月</td> </tr> </tbody> </table>	貸付額	返還月額	返還月数	返還期間	50,000円の場合	4,000円	13月	1年1ヶ月	250,000円の場合	63月	5年3ヶ月	奨学資金のみを借りた場合の返還例 <table border="1"> <thead> <tr> <th>貸付額</th> <th>返還月額</th> <th>返還月数</th> <th>返還期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>300,000円の場合</td> <td rowspan="2">8,000円</td> <td>38月</td> <td>3年2ヶ月</td> </tr> <tr> <td>600,000円の場合</td> <td>75月</td> <td>6年3ヶ月</td> </tr> </tbody> </table>	貸付額	返還月額	返還月数	返還期間	300,000円の場合	8,000円	38月	3年2ヶ月	600,000円の場合	75月	6年3ヶ月	奨学資金及び入学時増額奨学資金を借りた場合の返還例 <table border="1"> <thead> <tr> <th>貸付総額</th> <th>返還月額</th> <th>返還月数</th> <th>返還期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>350,000円の場合</td> <td rowspan="2">10,000円</td> <td>35月</td> <td>2年11ヶ月</td> </tr> <tr> <td>850,000円の場合</td> <td>85月</td> <td>7年1ヶ月</td> </tr> </tbody> </table>		貸付総額	返還月額	返還月数	返還期間	350,000円の場合	10,000円	35月	2年11ヶ月	850,000円の場合	85月	7年1ヶ月
貸付額	返還月額	返還月数	返還期間																																		
50,000円の場合	4,000円	13月	1年1ヶ月																																		
250,000円の場合		63月	5年3ヶ月																																		
貸付額	返還月額	返還月数	返還期間																																		
300,000円の場合	8,000円	38月	3年2ヶ月																																		
600,000円の場合		75月	6年3ヶ月																																		
貸付総額	返還月額	返還月数	返還期間																																		
350,000円の場合	10,000円	35月	2年11ヶ月																																		
850,000円の場合		85月	7年1ヶ月																																		
その他	入学時増額奨学資金の申込みは、予約募集のみになります。 在学募集での申込みはできませんのでご注意ください。		在学募集の場合、第1回目の振込みは、予約募集の場合に比べて、1ヶ月程度遅くなります。 安心して進学準備をするためにも、進学にあたって学資の支払いに不安がある場合は、予約募集での申込みをお考えください。																																		

(※1) 年収めやすは、保護者のうちどちらか一方が働き、高校生1人(16歳以上)、中学生1人の4人世帯の場合の一例です。実際の額は、府民税所得割額と市町村民税所得割額の合算(保護者合算)により判定します。

(※2) 授業料実質負担額とは、学校の授業料年額から国の就学支援金、大阪府私立高等学校等授業料支援補助金、学校独自の減免額等を差し引いた実質的な授業料負担額をいいます。


(※3) 府民税所得割額と市町村民税所得割額の合算(保護者合算)が418,500円以上507,000円未満(年収めやす800万円以上910万円未満)の世帯のうち、府内の私立高校生を含む2人以上の子どもを扶養する世帯で大阪府授業料支援補助金の給付を受ける場合は、奨学資金の貸付限度額が異なる、もしくは貸付対象外となります。

(※4) 申込書類の交付は、在学校において受けてください。学校により、申込期間(提出期限)が異なります。詳しくは、学校へ確認してください。

(※5) 採用通知の受領だけでは貸付を受けることはできません。貸付を受けるには、別途貸付手続きが必要です。また、奨学生採用後、貸付が不要となった場合は、貸付を辞退することができます。

(※6) 返還開始は、学校卒業後、6ヶ月を経過した10月からとなります。育英会が定める額を月賦(毎月)の口座振替により返還してください。返還金は、後輩たちの奨学金となります。奨学金制度を継続させるために、確実な返還をお願いします。

【問合せ先】



公益財団法人 **大阪府育英会** 採用貸付課

業務時間: 月曜～金曜 9:00～17:30 (土曜・日曜・祝日は休み)
 TEL / (06)6357-6272 FAX / (06)6358-3053

大阪府育英会